

## 岐阜県農業改良資金制度運営要綱

平成 22 年 9 月 28 日付け農振第 950 号農業振興課長通知  
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け農経第 108 号農業経営課長通知

### 第 1 総則

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号。以下「法」という。）により、農業の担い手の農業経営の改善を目的として、創意工夫と自主性を活かし新たな（新作物・新技術・加工）分野に取り組むうえで必要となる資金について株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の貸付けを受けるにあたり必要となる知事の貸付資格の認定及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号）第 1 条による改正前の農業改良資金助成法（以下「農業改良資金助成法」という。）に基づいて貸し付けられた資金の償還等の取扱いについて必要な事項を、本要綱で定める。

### 第 2 貸付資格の認定

#### 1 貸付資格認定対象者

農業改良資金の貸付資格の認定の対象となる者は、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）の第 3 の 1 及び第 4 の 1 に定める者とする。

#### 2 農業改良措置に関する計画作成に係る相談、助言

農業改良資金の貸付資格の認定を希望する者（以下「認定希望者」という。）は、農林事務所、公庫等の関係機関に相談し、法第 6 条第 1 項に規定する農業改良措置に関する計画作成するものとする。

なお、認定希望者からの相談を受けた機関は、速やかに他の関係機関へ連絡し、必要な書類の作成等について連携しながら助言を行うものとする。

#### 3 認定基準

知事は、法第 7 条に定める要件を満たす場合には貸付資格を認定するものであるが、「農業改良措置」の定義と判断基準は次のとおりとする。

##### (1) 農業改良措置の定義

農業改良資金の貸付対象となる「農業改良措置」は、基本要綱第 2 の 2 に定める要件のいずれかを満たすものとする。

##### (2) 農業改良措置の判断基準

農業改良措置の認定に当たっては、基本要綱の別記 1 及び農業改良資金制度の運用について（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 2044 号農林水産省経営局長通知）の別記 1 を参考にして判断するものとする。

#### 4 認定の申請

認定申請の手続は基本要綱第3の6によるものであるが、岐阜県においては次のとおり行うものとする。

##### (1) 申請書類

###### ア 認定申請書

###### (ア) 農業者及びその組織する団体

###### 基本要綱様式1

- (イ) 認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等をいう。以下同じ。）、又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。）

###### 基本要綱様式6

###### イ 農業改良措置に関する計画書

###### (ア) 農業者及びその組織する団体

経営改善資金計画書（岐阜県農業経営改善資金制度運営要領（平成14年9月17日付け農産第882号。以下「運営要領」という。）別紙2(1)～(4)）

###### (イ) 認定中小企業者

事業計画書（基本要綱様式6附属）及び農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画

###### (ロ) 認定製造事業者等

事業計画書（基本要綱様式6附属）及び米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画

###### (ハ) 促進事業者

事業計画書（基本要綱様式6附属）及び六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画

###### ウ その他の書類

- ・直近3か年の青色申告決算書（法人の場合は決算書）
- ・位置図
- ・その他農業改良資金の貸付資格の認定の判断に必要な書類

##### (2) 申請手続き

###### ア 認定申請書等の提出

認定希望者は、(1)の申請書類を、公庫又は融資機関に提出するものとする。

###### イ 申請書類の受領

申請書類の提出を受けた公庫又は融資機関は、内容を精査し、各書類等に不備がないか確認した後、必要な修正等を行った上で基本要綱様式4に添えて農林事務所へ提出するものとする。

## 5 資格認定の審査

### (1) 意見聴取

農林事務所は、認定希望者が農業改良措置を行う予定地の所在市町村長等に対し、必要に応じて意見を聴くものとする。

### (2) 審査観点

農林事務所は、地域の農業振興方針、制度の趣旨及び(1)で行った意見聴取の結果を踏まえ、次の観点から審査する。

ア 農業改良措置に該当する事業であるか。

イ 計画を実施することにより、認定希望者の農業経営は改善されるか。また、実行可能な計画か。

ウ 認定希望者の技術力や経営能力、また、当該地域における普及指導課題等を総合的に勘案し、農業改良措置の実施が妥当であるか。

エ 経営改善資金計画書、認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画等の認定された計画に沿った内容になっているか。

オ 当該地域への普及が期待できるか。

### (3) 審査結果の取り扱い

(2)の審査観点から審査を行った結果について、農林事務所長の意見書（第1号様式）を作成し、4の(2)で受領した書類を添付して農業経営課へ送付する。

### (4) 資格認定の通知

知事は、(3)により提出された書類及び審査結果を総合的に勘案して認定の可否を判断し、4の(2)により申請書類を提出した公庫又は融資機関に対し、農林事務所が申請書類を受領してから原則として2週間以内に基本要綱様式3及び基本要綱様式5により、その結果を通知するとともに、通知の写しを農林事務所へ送付するものとする。

なお、当該通知を受け取った公庫又は融資機関は、4の(2)により申請書類を提出した認定希望者に、受け取った基本要綱様式3の通知書を送付するものとする。

## 第3 平成22年9月30日以前に貸付資格を認定した者へ貸し付けた資金の取扱いについて

平成22年9月30日以前に貸付資格を認定した者へ貸し付けた資金の償還については、県が管理を行うものであり、農業改良資金助成法、廃止前の岐阜県農業改良資金貸付規則（平成14年岐阜県規則第108号。以下「規則」という。）等が適用されるほか、農業改良資金借用証書特約事項に従って償還等を行う。

### 1 償還手続き

貸付金の償還に関する事務手続きは、約定償還、繰上償還及び一時償還の3種類があり、これらの償還方法については次のとおりとする。

#### (1) 約定償還

約定償還とは、借用証書に定める償還方法により償還することをいい、償還は農業改良資金助成法等で定められた償還期間内で均等割賦償還とする。

なお、償還日が休日に該当する場合は、当該休日に当たる期日の翌日（当該休日

に当たる期日に引き続いた休日がある場合は、当該休日の最終の休日の翌日とする。)をその期限とする。この場合の休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月31日、1月2日及び同月3日をいう。

#### ア 転貸貸付けにおける償還

転貸融資機関である農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合(以下「転貸融資農協」という。)の県に対する償還期日については、借受者の償還期日と同一とする。

ただし、転貸融資農協は、借受者から償還期日に償還金の納付を受け、当該償還金を償還期日の翌営業日までに岐阜県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)の資金回送口座に納付した場合は延滞として取り扱わないものとする。

県信連は、岐阜県農業改良資金(転貸)事務委託契約書の定めに基づき、償還金を県に納付するものとする。

#### イ 直貸貸付けにおける償還

借受者は、貸付決定通知書及び借用証書に添付された償還計画表に従い、償還期日までに規則第28条に規定する農業協同組合(以下「事務委託農協」という。)に納付するものとする。

事務委託農協及び県信連は、岐阜県農業改良資金事務委託契約書の定めに基づき、償還金を県に納付するものとする。

### (2) 繰上償還

ア 繰上償還とは、次の理由が発生した場合等に、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部を償還することをいう。

(ア) 事業を中止又は廃止若しくは当該資金で設置した施設等を譲渡、交換、貸与又はその運営を他人に委託した場合

(イ) 実施事業量が計画よりも減少し、又は資材価格等が計画より下回ったため貸付金に余剰が生じた場合

(ウ) 他の資金等に変更した場合

(エ) 借受主体そのものが消滅した場合

(オ) 収入の増大等により、約定償還日前に償還が可能となった場合

#### イ 繰上償還の手続き

借受者は農業改良資金繰上償還申請書(規則別記第17号様式)に償還すべき金額の積算の根拠を示したものを添付して、転貸貸付けの場合は転貸融資農協に、直貸貸付けの場合は事務委託農協に提出する。

(ア) 転貸貸付けの場合は、転貸融資農協は申請内容が適当と認められる場合には農業改良資金県貸付金繰上償還通知書(規則別記第19号様式)を作成し、繰上償還申請書等の写しを添付して農林事務所に送付する。農林事務所は内容を確認したうえで知事に提出する。知事は、県貸付金納入通知書を転貸融資農協に交付するとともにその旨を農林事務所長に通知する。転貸融資農協は、農業改良資金繰上償還承認通知書(規則別記第18号様式)を借受者に交付し、県貸付金納入通知書により繰上償還を行うものとする。

(イ) 直貸貸付けの場合は、事務委託農協は申請内容を確認し、速やかに農林事務所に繰上償還申請書等を送付する。農林事務所は内容を確認したうえで知事

に提出する。知事は、申請内容が適当と認められる場合には農業改良資金繰上償還承認通知書及び納入通知書（第2号様式）を交付するとともにその旨を農林事務所長に通知する。

ウ 貸付金の一部を繰上償還する場合の繰上償還後の償還方法については、当該年度は当初の約定どおりとし、次年度以降から償還額を調整（均等償還とし、端数は次年度初回で調整）するものとする。

(3) 一時償還

一時償還とは、農業改良資金助成法及び規則の規定に基づきその貸付内容に係る事業等が貸付けの趣旨に即して適正に実施されること及び貸付金の償還が計画通りに着実に実行されることを担保する措置の一つとして、借用証書裏面の特約条項第1条に定める事項のいずれかに該当すると認めた場合に知事が借受者に対して貸付金の一部又は全部の償還をさせるものである。

各関係機関は、このような処分を受けないよう十分配慮するものとする。

(4) 違約金

支払期日までに償還金又は一時償還をすべき金額を支払わなかった場合は延滞金額につき年12.25%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(5) 償還金の支払猶予

支払猶予は、災害（暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜等、火災及び盗難等をいう。）のほか、借受者又は借受者と住居及び生計を一にする家族の死亡、疾病又は負傷により、貸付金の償還が著しく困難である場合に認めるものとする。なお、災害における「償還が著しく困難である場合」とは、農産物、畜産物等の減収量が平年の3割以上であり、かつその減収による損失額が平年における農業総収入の1割以上である場合とする。

なお、支払猶予申請があった場合、農林事務所は償還計画等について支援を行うものとする。

ア 支払猶予申請

支払猶予申請者は、転貸貸付けの場合は転貸融資農協に償還期限（分割払いの場合各支払期日を含む。以下同じ。）の30日前までに、直貸貸付けの場合は事務委託農協に償還期限の45日前までに、農業改良資金支払猶予申請書（規則別記第20号様式）に規則第25条の「知事が指定する証明書」として次の書類を添付して提出しなければならない。

(ア) 災害の場合は被害概況表による農林事務所長の証明（第3号様式）

(イ) 死亡の場合は市町村長による証明書

(ウ) 疾病及び負傷の場合は医師の証明書

(エ) 盗難の場合は警察署長による証明書

イ 転貸貸付けの場合

(ア) 転貸融資農協は遅滞なく農業改良資金県貸付金支払猶予申請書（規則別記第22号様式）を作成し、アの申請書等の写しを添付して、農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

(イ) 知事は、(ア)の申請書類を受理したときは速やかに審査し、支払猶予が適当である場合には支払猶予決定を行い、農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（規則別記第23号様式）を転貸融資農協に交付するものとする。なお、猶

予しない場合にも通知を行うものとする。

(ウ) (イ)の通知をうけた転貸融資農協は、農業改良資金支払猶予決定通知書（規則別記第21号様式）を作成し借受者に通知するものとする。

#### ウ 直貸貸付けの場合

(ア) 事務委託農協は直ちにアの申請書を農林事務所を通じて知事に提出するものとする。

(イ) 知事は、(ア)の申請書類を受理したときは速やかに審査し、支払猶予が適当である場合は支払猶予決定を行い、農業改良資金支払猶予決定通知書を事務委託農協を通じて借受者に交付するものとする。なお、猶予しない場合も同様に通知を行うものとする。

エ 知事はイまたはウによる通知を行った場合は、農林事務所に当該通知の写しを送付するものとする。

#### (6) 償還方法の変更

規則第18条及び第19条に基づく償還方法変更とは次のいずれかに該当する場合のみとする。なお、償還方法の変更申請に係る提出経路等は繰上償還手続きに準ずるものとする。

ア 償還期間及び据置期間を法定期限内で変更する場合。

イ 年賦、半年賦及び月賦による償還方法を変更する場合。

#### (7) 償還金等の納付

規則第24条に規定する償還金等の納付については、規則第28条に規定する委託機関を経由して送付された納入通知書（第2号様式）により期日までに納入するものとする。

### 2 借受者等の変更

(1) 借受者に次の変更が生じた場合は、農業改良資金借受者変更届（第4号様式）を作成し、提出するものとする。

ア 借受者が死亡した場合（届出者：相続人又は受遺者）

イ 借受者が法人又は団体であって、代表者の交代により借受代表者の変更を必要とする場合（届出者：新代表者）

ウ 借受者が法人成りにより法人組織を設立し、事業主体を変更した場合（届出者：新法人代表者）

エ 借受者が住所地を変更した場合（届出者：借受者）

(2) 届出者は、(1)の変更届に必要な書類を添付して、農林事務所に提出するものとする。農林事務所長は、内容を確認のうえ意見を付して、転貸貸付けの場合は転貸融資農協に書類を提出し、その写しを知事に提出する。直貸貸付けの場合は知事に書類を提出するものとする。

(3) 貸付決定機関（直貸貸付けの場合は知事、転貸貸付けの場合は融資機関をいう。以下同じ。）は必要に応じて、債務者に債務引受手続きを行うよう指導し、転貸貸付けの場合は、新契約証書の写しを知事に提出するものとする。

### 3 債権保全

借受者は、連帯保証人の死亡、疾病等によりやむを得ず連帯保証人を変更しようと

するときは、農業改良資金連帯保証人変更申請書（第5号様式）に保証能力が分かる書類（所得証明書、固定資産証明書、預貯金の残高証明書等）を添付して貸付決定機関に提出するものとする。

(1) 連帯保証人の資格要件は次によるものとする。

ア 債権回収の便を考慮して、岐阜県内に住所を有する者であること。

イ 借受者と同一の生計を営む者でないこと。

ウ 最終償還時において75歳未満の者であること。

(2) 連帯保証人の数は次表のとおりとし、連帯保証人の年間所得合計額が借入額を上回るものとする。

借入額	連帯保証人数
500万円以下	1人以上
500万円を超えるもの	2人以上

(3) 規則別表第1の第4項の家族経営の農業者で、部門経営の開始のための資金を借り受けた場合は、(1)の規定にかかわらず原則として当該家族経営の経営主を連帯保証人とし、(2)の人数とは別に加えるものとする。

(4) 資金を借り受けた法人又は団体は、(1)の規定にかかわらず、その構成員のうち当該借入れにより利益を受ける者を連帯保証人とし、(2)の人数とは別に加えるものとする。

(5) 相互保証は、原則として認められないものとする。

#### 4 借受者に対する支援体制等

(1) 経営状況の報告

借受者は、経営改善資金計画書の計画期間中であって経営改善資金計画の目標が達成されるまでの間、運営要領の第8の1による経営状況報告書（運営要領別紙4）により経営状況を貸付決定機関に報告しなければならない。

転貸貸付けの場合は、報告を受けた転貸融資農協は当該報告書の写しを農業経営課に送付するものとする。

直貸貸付けの場合は、事務委託農協を経由させて農業経営課に報告するものとする。

この報告は、原則として毎年12月末日（法人にあつては事業年度の末日）までの1年間の内容とし、報告書の提出期限は、3月15日（法人は事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内）までとする。

(2) 関係機関による支援体制

(1)の報告を受けた農業経営課は、当初の経営改善資金計画書の計画どおりに改善が進んでいるか確認するものとする。

計画通りの進捗状況でない場合は、農業経営課は必要に応じて農林事務所等の関係機関の意見を求め対応を検討するものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、借受資格の認定申請を行った者に係る借受資格の認定、貸付申

請の手續、資金貸付け後の事務については、岐阜県農業改良資金貸付要綱（平成 14 年 9 月 7 日付け農産第 848 号）によって処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。